

平成26年度
事業計画書

社会福祉法人 松浦市社会福祉協議会

1 基本方針

少子高齢化が急速に進行し景気の低迷が続く中、生活困窮、介護、コミュニティの低下、虐待問題など地域生活課題は多岐にわたり増加傾向にあり、対応も困難な状況にあります。雇用の問題、生活保護世帯の増加、商店の閉鎖など地域の経済力は好転を見ていません。また国、地方自治体においても財政は非常に厳しい状況にあります。医療、介護、年金などの社会保障費が将来にわたり急速に増大することは明らかで、これらの制度をどう維持していくのか、国民生活の基盤となる重要な制度だけに国の動向が注視されます。

社会福祉を取り巻く環境は財政状況により大きく左右されることから、今後の地域福祉の在り方は公的な支援だけでは困難が予測されますので地域における福祉力を早急に高めることが肝要であります。

介護保険事業では、平成27年4月に大きな法改正を迎えます。訪問介護、通所介護の在宅サービス事業については、介護予防利用者が給付の対象外となり行政が行う地域支援事業に位置づけられることから、各自治体の財政力の格差がサービスの格差につながる懸念されます。このことは当法人の事業経営においても大きな影響を受けることが容易に予測され、今後、行政の取り組みを注視し迅速に対応していく経営努力が重要となります。

社会福祉法人の会計基準が改正され、国の方針では平成27年度の当初予算までに移行を完了する必要がありますが、当法人においては1年前倒しをして、平成26年度当初予算において新会計基準へ移行し、適切な経理処理に努力して参ります

地域において、買物や通院などの移動手手段、施設入所、金銭管理、消費生活、法律問題などの生活課題が複雑化する中で、地域住民の福祉ニーズにどのように対応していくかが大きな課題であります。民生児童委員を始め、自治会、福祉施設、医療機関、公的関係機関、地域住民との連携を強めていくことが更に重要となります。

昨年、市内自治会長を対象とした自治会内の様々な問題などをお尋ねするアンケートを実施し、その分析や評価の中で多くの課題や問題が山積していることがわかりました。社協としてどう取り組むことができるのかを検討をし、地域福祉活動計画の円滑な実施に向け鋭意、努力をして参ります。

このような状況の中で、地域福祉推進の中核的な団体である社会福祉協議会という立場から、介護・介護予防・在宅サービス、福祉事業、相談事業を通して、地域福祉の推進に努めます。

2 各事業の経営・運営

(1) 介護保険事業（県指定事業・介護予防事業も含む）

本所・鷹島支所において「居宅介護支援事業」「通所介護事業」「訪問介護事業」の各事業を実施しております。

平成25年度においては利用者の減少により総収入は減少傾向にあります。今後、1年後の法改正に向け事業経営はますます厳しくなることが予想されます。経費節減はもとより、事業体系の見直しや雇用のあり方、人材の確保、育成、事業内容のあり方を研究など総合的に且つ的確な判断が求められます。

各事業所において職員間の協力体制確立は言うまでもなく、職員の資質、サービスの向上、利用者確保、法令順守に努め、健全経営を目指して参ります。

(2) 高齢者在宅サービス（市受託事業・独自事業）

独自事業の「配食サービス」につきましては、福島支所管内において実施しております。市受託の配食サービスと併せて行っておりますが、食数全体の約9割を占めており、その需要の高さが伺えます。しかしながら増税などにより経費の高騰が予測されますが、より一層の健全な運営を図ります。

「高齢者食事サービス」につきましては、高齢者が集える場の提供、閉じこもり防止、介護予防の観点からもニーズに対応した事業であり、参加者も増加傾向にあります。この事業は鷹島、福島支所管内で毎月1回、開催をしております。今後とも社協会費などの独自財源を確保し、住民ニーズに応えるべく事業を進めて参ります。

(3) 高齢者支援事業（いきいきサロン・市受託事業）

本事業は、行政が行う介護予防事業に大きく寄与していることから、今後ともより多くの参加を呼びかけ、事業の推進を図ります。平成24年度より参加者の日常生活機能を把握するため、体力測定などのプログラムを加え、事業内容に厚みを持たせ、また平成25年度からは医師の講話や消費生活センターの講話なども取り入れたところであります。また開催地域の状況について市地域包括支援センターと月1回の連絡会を設け連携を強化しており、今年度においては参加者対象のアンケートを実施し、更なるニーズの把握、課題発見に努めます。今後、より中身の濃いサロン事業を進めるとともに、更に広域的なサービス提供を進めて参ります。

(4) 指定管理事業（市指定事業）

「松浦市老人福祉センター」「松浦市高齢者生活福祉センター」「福島総合運動公園」につきましては、市より指定管理を受け経営をしております。

施設設備の老朽化が進む中、適正な財務、管理経営に取り組むとともに、利用者の利便性を第一に考え、サービスの向上と事故防止に努めて参ります。

(5) 障害福祉サービス事業（県指定事業）

障害者自立支援法による居宅介護（ホームヘルプサービス）は本所、鷹島支所において行っております。

平成27年4月からサービスのプラン作成が法律で定められることとなりますので利用者への周知等に努めます。

また、この事業は訪問介護事業と併用して行っておりますのでそれぞれの制度に応じた対応に努め、新たな利用者の発掘とサービスの向上を目指し利用者の自立支援の一助として寄与して参ります。

(6) 老人ホームヘルプ派遣事業（市受託事業）

介護認定外の一般高齢者、特定高齢者に対し、ホームヘルプサービスを提供しております。今後とも同事業を通して利用者支援を推進いたします。

(7) その他の事業推進

- 社協会員の募集
- 日本赤十字社社費募集
- 赤い羽根共同募金、歳末たすけあい運動
- 日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）
- 福祉相談事業
- 県、市福祉資金貸付事業
- 福祉協力校の指定事業（市内小学校10 中学校7 高校1）
- 福祉教育支援事業
- 福祉用具貸出事業
- 各福祉団体との連携、活動支援
- 市民児協の事務及び民生委員・児童委員との連携強化
- 地区社会福祉協議会への活動協力と連携強化
- 広報活動の促進（ホームページ・社協だより発行）
- 地域福祉活動計画の実施促進及び調査研究